

令和 8 年 9 月 9 日 開会

令和 8 年 9 月 日 閉会

令和 8 年第 3 回江差町議会定例会 議案

署名議員

署名議員

議 案 目 次

報告第1号	令和7年度健全化判断比率及び資金不足比率について	}	報告第1号、認定第1号から第9号は別冊
認定第1号	令和7年度江差町一般会計歳入歳出決算の認定について		
認定第2号	令和7年度江差町国民健康保険費特別会計歳入歳出決算の認定について		
認定第3号	令和7年度江差町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について		
認定第4号	令和7年度江差町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について		
認定第5号	令和7年度江差町公設地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について		
認定第6号	令和7年度江差町港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について		
認定第7号	令和7年度江差町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について		
認定第8号	令和7年度江差町水道事業会計決算の認定について		
認定第9号	令和7年度江差町公共下水道事業会計決算の認定について		
決定第1号	議席の指定について	P	1
決定第2号	常任委員会委員の選任について	P	3
決定第3号	議会広報特別委員会委員の選任について	P	5
承認第1号	令和8年度江差町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認を求め ることについて	P	7
承認第2号	令和8年度江差町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認を求め ることについて	P 2	1
議案第1号	江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準 を定める条例の一部を改正する条例について	P 3	3
議案第2号	江差町家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の設備及び運営に関す る基準を定める条例の一部を改正する条例について	P 3	9
議案第3号	令和8年度江差町一般会計補正予算（第7号）について	P 4	3
議案第4号	令和8年度江差町介護保険特別会計補正予算（第1号）について	P 6	3
議案第5号	令和8年度江差町公設地方卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）に ついて	P 7	5
同意第1号	教育委員会委員の任命について	別	冊
同意第2号	監査委員の選任について	別	冊
同意第3号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	別	冊

決定第 1 号

議席の指定について

議席を次のとおり指定するものとする。

記

1 番 池 内 卓 也

令和 8 年 9 月 9 日提出

江差町議会議長 萩 原 徹

決定第 2 号

常任委員会委員の選任について

江差町議会委員会条例第 5 条の規定により、常任委員会委員を次のとおり選任するものとする。

記

1. 社会文教常任委員会委員 池 内 卓 也

令和 8 年 9 月 9 日提出

江差町議会議長 萩 原 徹

決定第 3 号

議会広報特別委員会委員の選任について

江差町議会委員会条例第 5 条の規定により、議会広報特別委員会委員を次のとおり選任するものとする。

記

1. 議会広報特別委員会委員 池 内 卓 也

令和 8 年 9 月 9 日提出

江差町議会議長 萩 原 徹

承認第 1 号

令和 8 年度江差町一般会計補正予算（第 5 号）の専決処分の承認を求めることについて

令和 8 年度江差町一般会計補正予算（第 5 号）について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 8 年 9 月 9 日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

令和 8 年 7 月 7 日告示、同月 1 2 日執行の江差町長選挙に現職江差町議会議員が出馬することに伴って、公職選挙法第 1 1 3 条第 3 項の規定に基づき、1 名欠員による便乗補欠選挙を執り行うこととなり、選挙に係る事務及び物品調達を早急に進める必要性から、所要の経費を専決処分したことについて、議会の承認を求める必要があるため。

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和8年度江差町一般会計補正予算を次のとおり専決処分する。

令和8年6月16日

江差町長 照井 誉之介

令和8年度江差町一般会計補正予算（第5号）

令和8年度江差町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、それぞれ3,152千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,053,682千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年度 一般会計補正予算構成表

(単位:千円)

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
総務費	江差町議会議員選挙費	江差町議会議員補欠選挙	3,152					3,152	
計			3,152					3,152	

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
18繰越金		63,605	3,152	66,757
	1繰越金	63,605	3,152	66,757
合 計		8,050,530	3,152	8,053,682

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
2総務費		3,082,887	3,152	3,086,039
	4選挙費	17,249	3,152	20,401
合 計		8,050,530	3,152	8,053,682

歳入歳出補正予算事項別明細書
(1) 総括

(歳入)

単位：千円

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 8 繰 越 金	63,605	3,152	66,757
歳 入 合 計	8,050,530	3,152	8,053,682

(歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国道支出金	地 方 債	そ の 他	
2総 務 費	3,082,887	3,152	3,086,039				3,152
歳 出 合 計	8,050,530	3,152	8,053,682	0	0	0	3,152

(2) 歳入

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
18 繰越金	63,605	3,152	66,757
1 繰越金	63,605	3,152	66,757
1 繰越金	63,605	3,152	66,757
歳 入 合 計	8,050,530	3,152	8,053,682

単位：千円

節		説明
区	分 金 額	
1 前 年 度 繰 越 金	3,152	

(3) 歳出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国道支出金	地 方 債	そ の 他	
2 総務費	3,082,887	3,152	3,086,039				3,152
4 選挙費	17,249	3,152	20,401				3,152
3 江差町議会議員選挙費	0	3,152	3,152				3,152
歳 出 合 計	8,050,530	3,152	8,053,682	0	0	0	3,152

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
1 報 酬	41	選挙立会人報酬
3 職 員 手 当 等	552	一般職 時間外勤務手当 管理職特別勤務手当 504 48
7 報 償 費	169	選挙チラシ配布謝礼
10 需 用 費	436	消耗品費 印刷製本費 136 300
12 委 託 料	394	ポスター掲示場作成
15 原 材 料 費	200	ポスター掲示場作成材料
18 負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	1,360	選挙運動公費負担

(4) 給与費明細書

1. 特別職

区 分		職 員 数 (人)	給 与 費							共 済 費 (千円)	合 計 (千円)
			報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	地域手当 (千円)	寒冷地 手当 (千円)	その他 の手当 (千円)	計 (千円)		
補 正 前	長 等	3		20,976	8,129 4.65		323		29,428	6,128	35,556
	議 員	12	26,436		5,563 2.525				31,999	6,692	38,691
	その他の特 別	298	16,903						16,903		16,903
	計	313	43,339	20,976	13,699		323		78,330	12,820	91,150
補 正 額	長 等										
	議 員										
	その他の特 別	4	41						41		41
	計	4	41						41		41
補 正 後	長 等	3		20,976	8,129 4.65		323		29,428	6,128	35,556
	議 員	12	26,436		5,563 2.53				31,999	6,692	38,691
	その他の特 別	302	16,944						16,944		16,944
	計	317	43,380	20,976	13,699		323		78,371	12,820	91,191

2. 一般職

(1) 総括

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正前	98		408,201	291,780	699,981	139,876	839,857	
補正額				552	552		552	
補正後	98		408,201	292,332	700,533	139,876	840,409	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	寒冷地手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	管理職手当 (千円)	時間外手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補正前	10,070	8,349	96,548	74,600	12,867	26,174	2,898	6,535	6,720
	補正額						504			
	補正後	10,070	8,349	96,548	74,600	12,867	26,678	2,898	6,535	6,720
	区 分	宿直手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)	退職手当組合負担金 (千円)	備 考				
	補正前				47,019					
	補正額			48						
	補正後			48	47,019					

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正前	100	103,683	115,438	66,609	285,730	54,189	339,919	
補正額								
補正後	100	103,683	115,438	66,609	285,730	54,189	339,919	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	寒冷地手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	管理職手当 (千円)	時間外手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補正前			24,632	18,359		2,214	2,630		1,380
	補正額									
	補正後			24,632	18,359		2,214	2,630		1,380
	区 分	宿直手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)	退職手当組合負担金 (千円)	備 考				
	補正前				13,573					
	補正額									
	補正後				13,573					

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料		給 与 改 定 に 伴 う 増 減 分			
		昇 給 に 伴 う 増 減 分			
		そ の 他 の 増 減 分			
職 員 手 当	552	制 度 改 正 に 伴 う 増 減 分			
		そ の 他 の 増 減 分	552	江差町議会議員補欠選挙 に係る職員手当	・時間外勤務手当 504 ・管理職特別勤務手当 48

承認第 2 号

令和 8 年度江差町一般会計補正予算（第 6 号）の専決処分の承認を求めることについて

令和 8 年度江差町一般会計補正予算（第 6 号）について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 8 年 9 月 9 日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

7 月からの低気圧による大雨の影響により町内海岸線に漂着した流木等について、再流出による漁船等被害防止のため、今後の盛漁期前に対策を講じる必要性から、所要の経費を専決処分したことについて、議会の承認を求める必要があるため。

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和8年度江差町一般会計補正予算を次のとおり専決処分する。

令和8年8月24日

江差町長 照井 誉之介

令和8年度江差町一般会計補正予算（第6号）

令和8年度江差町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、それぞれ4,235千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,057,917千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年度 一般会計補正予算構成表

(単位:千円)

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
農林水産 業費	水産業総 務費	海岸漂着物緊急対策事業	4,235		3,388			847	
計			4,235		3,388			847	

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
10地方交付税		2,694,827	600	2,695,427
	1地方交付税	2,694,827	600	2,695,427
14道支出金		323,989	3,388	327,377
	2道補助金	75,693	3,388	79,081
18繰越金		66,757	247	67,004
	1繰越金	66,757	247	67,004
歳入合計		8,053,682	4,235	8,057,917

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
6農 林 水 産 業 費		244,248	4,235	248,483
	3水 産 業 費	33,935	4,235	38,170
合 計		8,053,682	4,235	8,057,917

歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括

(歳入)

単位：千円

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 0 地 方 交 付 税	2,694,827	600	2,695,427
1 4 道 支 出 金	323,989	3,388	327,377
1 8 繰 越 金	66,757	247	67,004
歳 入 合 計	8,053,682	4,235	8,057,917

(歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
農林水産業費	244,248	4,235	248,483	3,388			847
歳出合計	8,053,682	4,235	8,057,917	3,388	0	0	847

(2) 歳入

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
10 地方交付税	2,694,827	600	2,695,427
1 地方交付税	2,694,827	600	2,695,427
1 地方交付税	2,694,827	600	2,695,427
14 道支出金	323,989	3,388	327,377
2 道補助金	75,693	3,388	79,081
2 衛生費道費補助金	18,510	3,388	21,898
18 繰越金	66,757	247	67,004
1 繰越金	66,757	247	67,004
1 繰越金	66,757	247	67,004
歳 入 合 計	8,053,682	4,235	8,057,917

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
1 地 方 交 付 税	600	特別交付税
1 保 健 衛 生 費 補 助 金	3,388	北海道海岸漂着物地域対策推進事業補助
1 前 年 度 繰 越 金	247	

(3) 歳出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国道支出金	地 方 債	そ の 他	
6 農林水産業費	244,248	4,235	248,483	3,388			847
3 水産業費	33,935	4,235	38,170	3,388			847
1 水産業総務費	7,652	4,235	11,887	3,388			847
歳 出 合 計	8,053,682	4,235	8,057,917	3,388	0	0	847

単位：千円

節		説明
区	分 金 額	
12 委 託 料	4,235	海岸漂着物緊急対策（流木等押上処分）

議案第 1 号

江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例について

江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を、
次のように改正するものとする。

令和 8 年 9 月 9 日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 2 9 号）の一部施行に伴い、国家戦略特別区域
法（平成 2 5 年法律第 1 0 7 号）に基づく国家戦略特別区域小規模保育事業を廃止し、満 3 歳以上限定
小規模保育事業の創設に関する基準の整備等を行うもの。

江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成２６年条例第１８号）の一部を次のように改正する。

第２条第６号中「小規模保育事業」を「満３歳未満等小規模保育事業」に改め、「規定する小規模保育事業」の次に「(同項第３号に掲げる事業を除く。)」を加え、同号の次に次の１号を加える。

（６）の２ 満３歳以上限定小規模保育事業 児童福祉法第６条の３第１０項に規定する小規模保育事業（同項第３号に掲げる事業に限る。）をいう。

第２条第１１号の次に次の３号を加える。

（１１）の２ 教育認定子ども 法第２７条第１項に規定する教育認定子どもをいう。

（１１）の３ 満３歳以上保育認定子ども 法第２７条第１項に規定する満３歳以上保育認定子どもをいう。

（１１）の４ 保育認定子ども 法第２９条第２項に規定する保育認定子どもをいう。

第６条第２項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第３項中「同条第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども又は満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。）」に改める。

第７条第２項中「法第１９条第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第１３条第４項第３号ア（ア）中「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号ア（イ）中「法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に改め、同号イ（ア）中「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号イ（イ）中「法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に改める。

第２０条第７号中「及び第３項」を削り、「選考の方法」を「選考方法及び同条第３項に規定する選考の方法」に改める。

第２５条中「幼稚園」を「学校教育法第１条に規定する幼稚園」に、「学校教育法」を「同法」に改める。

第２９条第１項中「という。）、教育・保育施設若しくは地域型保育」を「という。）、教育・保育施設（法第７条第４項に規定する教育・保育施設をいう。次項において同じ。）若しくは地域型保育

(法第7条第5項に規定する地域型保育をいう。次項及び第39条第5項において同じ。)」に改める。

第35条第1項及び同条第2項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第2項中「同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」を「満3歳以上保育認定子どもの総数」に、同条第3項中「「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「同条第2号」に、「同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」を「同条第4項第3号イ（ア）中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ（イ）中「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」に改める。

第36条第1項及び同条第2項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第2項中「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」を「教育認定子どもの総数」に、同条第3項中「第6条第2項中」の次に「「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、」を加え、「「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」に、「利用定員」の次に「の総数」を加え、「同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」を「同条第4項第3号イ（ア）中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ（イ）中「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」に改める。

第37条第1項中「同項」を「第42条第3項」に、「同条」を「同省令第27条」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。）を除く。）は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

- (1) 家庭的保育事業、満3歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員
- (2) 事業所内保育事業 法第43条第3項に規定する労働者等監護満3歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

第37条に次の1項を加える。

- 3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。

第39条第2項中「特定地域型保育事業者」を「特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。）」に、「この章」を「この章（第43条第1項を除く。）」に改め、同条第4項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前項に規定する場合においては、」を「前2項の」に、「同項」を「前2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

第40条第2項及び第41条中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第42条第1項第1号中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項第3号中「当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育」を「当該特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項、第7項、第11項及び第12項において同じ。）により特定地域型保育（満3歳以上限定小規模保育を除く。第6項、第7項及び第12項において同じ。）」に、「小学校就学前子ども」を「法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども」に、「以下この号及び第6項第1号」を「第6項第1号」に改め、同条第7項各号列記以外の部分中「ものに限る。）」の次に「又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を加え、同条第11項を第12項とし、第8項から第10項までを1項ずつ繰り下げ、第7項の次に次の1項を加える。

- 8 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第3号に係る連携協力を求めることを要しない。

第43条第1項中「保護者」の次に「（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加える。

第46条第7号中「第39条第2項に規定する選考の方法」を「第39条第2項及び第3項に規定する選考の方法」に改める。

第47条第1項及び第2項並びに第49条第2項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第50条第1項を次のように改める。

第50条 第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（教育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）について」と、第14条第1項中「施設型給付費（法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下とあるのは、「地域型保育給付費（法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条において）」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第25条中「各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては、認定こども園法第27条の2第1項各号、学校教育法第1条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては、同法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」とあるのは「各号」と読み替えるものとする。

第51条第1項中「特定地域型保育事業者が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が教育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「次条第1項」を「第52条第1項」に、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第3項中「をいう。次条第3項において同じ。）を「をいう。次条第3項及び第52条第3項において同じ。）」に、「前節（第40条第2項）を「この章（第37条第3項、第39条第3項及び第40条第2項）」に、「第50条」を「前条」に、「を含む。次条第3項において同じ。）」を「を含む。第52条第3項において同じ。）」に、「この章」を「この章（第43条第1項を除く。）」に、「同号又は同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」を「教育認定子ども及び満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除き、第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子どもを含む。）」に、「「同号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「同条第3号に掲げる小学校就学前子ども」を「「同号」とあるのは「法第19条第3号」」に、「第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」を「第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」に、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」を「同条第5項中「前各号」とあるのは「第2項から第4項まで」」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第51条の2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の許可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳

以上保育認定子どもの総数が、第37条第3項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この節（第37条第2項、第39条第2項及び第40条第2項を除き、第50条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。）の規定を適用する。この場合において、第39条第3項中「第19条第2号」とあるのは、「第19条第1号」と、「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは、「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは、「法第19条第2号」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは、「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは、「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは、「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは、「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前4項」とあるのは「前3項」とする。

第52条第1項中「特定地域型保育事業者が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「前条第1項」を「第51条第1項」に、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」を「第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」」に、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「法第29条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の市町村が定める額」と、を削り、「令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう」を「特定満3歳以上保育認定子どもを除く」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 2 号

江差町家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例について

江差町家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を、次のように改正するものとする。

令和 8 年 9 月 9 日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 29 号）の一部の施行及び児童福祉施設の設備
及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和 8 年 3 月 16 日内閣府令第 10 号）並びにこ
ども性暴力防止法の施行（令和 8 年 12 月 25 日）に伴い、江差町家庭的保育事業等又は乳児等通園支
援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を改正するもの。

江差町家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

江差町家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第3号中「事業者等」の次に「(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項及び第7項において同じ。)」を加え、同条第7項各号列記以外の部分中「ものに限る。)」の次に「又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を加える。

第13条を次のように改める。

(児童対象性暴力等の防止)

第13条 家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第18条第6号中「定員」の次に「(満3歳以上限定小規模保育事業者にあつては、満3歳以上の幼児の利用定員)」を加える。

第27条中「B型」及び「C型」の次に「(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。)」を加える。

第29条第2項第3号中「法第6条の3第10項第2号」の次に「又は第3号」を加え、同条第3項中「保健師」の次に「、看護師」を、「又は」の次に「准」を、「看護師」の次に「(以下「看護師等」という。)」を加え、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士（北海道が認定地方公共団体である場合には、保育士又は北海道の区域に係る地域限定保育士をいい、附則第7条又は第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たつて、当該小規模保育事業所A型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第31条第3項中「保健師又は看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たつては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たつては、当該小規模保育事業所B型の保育士（北海道が認定地方公共団体である場合には、保育士又は北海道の区域に係る地域限定保育士をいう。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たつて、当該小規模保育事業所B型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第35条中「法第6条の3第10項」の次に「第1号」を加える。

第44条第3項中「保健師又は看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たつては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たつては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（北海道が認定地方公共団体である場合には、保育士又は北海道の区域に係る地域限定保育士をいい、附則第7条又は第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たつて、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第47条第3項中「保健師又は看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たつては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たつては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（北海道が認定地方公共団体である場合には、保育士又は北海道の区域に係る地域限定保育士をいう。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たつて、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第48条中「と、同条第4号中「次号並びに第33条第4号及び第5号」とあるのは「第48条において準用する次号」と読み替えるもの」を削る。

附則第3条中「事業者等（」の次に「満3歳以上限定小規模保育事業者及び」を加える。

附則に次の見出し及び4条を加える。

（小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例）

第6条 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）が不足していることに鑑み、当分の間、第29条第2項各号又は第44条第2項各号に定める数の合計数が1となる時は、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となる時は、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると町長が認める者を置かなければならない。

第7条 前条の事情に鑑み、当分の間、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。

第8条 附則第6条の事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所（以下「小規模保育事業所A型等」という。）において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると町長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

第9条 前2条の規定を適用する時は、保育士（北海道が認定地方公共団体である場合には、保育士又は北海道の区域に係る地域限定保育士をいい、第29条第3項若しくは第4項若しくは第44条第3項若しくは第4項又は前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、前2条の規定の適用がないものとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定される保育士の数の3分の2以上、置かなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第13条の改正規定は、令和8年12月25日から施行する。

議案第3号

令和8年度江差町一般会計補正予算（第7号）について

令和8年度江差町一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、それぞれ101,623千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,159,540千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和8年9月9日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

令和8年度江差町一般会計補正予算の調整後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加する必要があることによる。

令和8年度 一般会計補正予算構成表

(単位:千円)

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
総務費	財産管理費	かもめ島入口町有地(姥神町1番6)舗装等整備工事	2,860					2,860	
総務費	諸費	令和7年度障害者自立支援給付費道費負担金返還	5,325					5,325	
総務費	統計調査総務費	各種統計調査	0					0	人件費を減し、物件費を増
民生費	社会福祉総務費	医療費助成システム改修(オンライン資格確認対応(ひとり親))	553	276				277	
民生費	老人福祉費	後期高齢者医療広域連合負担金	▲ 8,846					▲ 8,846	
民生費	国民年金事務費	国民年金システム改修(制度改正対応)	1,227					1,227	
民生費	障害者福祉費	医療費助成システム改修(オンライン資格確認対応(重度))	553	276				277	
民生費	障害者福祉費	障害者福祉システム改修(オンライン資格確認対応)	687	343				344	
民生費	児童福祉総務費	物価高騰対応子育て支援保育料助成事業	6,055	5,102				953	
衛生費	予防費	医療費助成システム改修(オンライン資格確認対応(子ども))	553	276				277	
衛生費	環境衛生費	きれいなまちづくり推進	0		▲ 8			8	財源更正
衛生費	環境衛生費	再生可能エネルギー等活用基金積立	1,600				1,600	0	
農林水産業費	農地費	農業競争力強化農地整備事業	4,688			4,600		88	
農林水産業費	水産業総務費	海岸漂着物緊急対策事業	16,335		13,068			3,267	
商工費	自然公園管理費	海水浴場運営	0		1,700		100	▲ 1,800	財源更正
土木費	道路維持費	町道除雪対策	66,833					66,833	
教育費	教育振興費(中学校)	物価高騰対応中学校修学旅行費補助	1,914	1,600				314	
教育費	体育施設費	朝日町民体育館ストーブ取替	1,286					1,286	
計			101,623	7,873	14,760	4,600	1,700	72,690	

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
10地方交付税		2,695,427	35,113	2,730,540
	1地方交付税	2,695,427	35,113	2,730,540
13国庫支出金		1,428,098	7,873	1,435,971
	2国庫補助金	1,041,597	7,873	1,049,470
14道支出金		327,377	14,760	342,137
	2道補助金	79,081	14,760	93,841
16寄附金		266,639	1,700	268,339
	1寄附金	266,639	1,700	268,339
18繰越金		67,004	37,577	104,581
	1繰越金	67,004	37,577	104,581
20町債		1,020,200	4,600	1,024,800
	1町債	1,020,200	4,600	1,024,800
歳入合計		8,057,917	101,623	8,159,540

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
2総務費		3,086,039	8,185	3,094,224
	1総務管理費	3,027,219	8,185	3,035,404
	5統計調査費	811	0	811
3民生費		1,708,880	229	1,709,109
	1社会福祉費	1,292,773	5,826	1,286,947
	2児童福祉費	416,107	6,055	422,162
4衛生費		546,693	2,153	548,846
	1保健衛生費	546,693	2,153	548,846
6農林水産業費		248,483	21,023	269,506
	1農業費	170,153	4,688	174,841
	3水産業費	38,170	16,335	54,505
8土木費		601,193	66,833	668,026
	2道路橋梁費	296,962	66,833	363,795
10教育費		682,179	3,200	685,379
	3中学校費	66,375	1,914	68,289
	5保健体育費	158,717	1,286	160,003
歳出合計		8,057,917	101,623	8,159,540

第 2 表 地方債補正

(変更)

単位：千円

起債の目的		限度額	起債の方法	利率	償還の方法
変更前	農業競争力強化農地整備事業	64,500	証書借入	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の貸付条件による。ただし、財政上の都合により償還年限を短縮し、または低利に借り換えることができる。
変更後		69,100	同上	同上	同上

(1) 総括

単位：千円

-50-

(歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
2総務費	3,086,039	8,185	3,094,224				8,185
3民生費	1,708,880	229	1,709,109	5,997			5,768
4衛生費	546,693	2,153	548,846	268		1,600	285
6農林水産業費	248,483	21,023	269,506	13,068	4,600		3,355
7商工費	238,478	0	238,478	1,700		100	1,800
8土木費	601,193	66,833	668,026				66,833
10教育費	682,179	3,200	685,379	1,600			1,600
歳出合計	8,057,917	101,623	8,159,540	22,633	4,600	1,700	72,690

(2) 歳入

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
10 地方交付税	2,695,427	35,113	2,730,540
1 地方交付税	2,695,427	35,113	2,730,540
1 地方交付税	2,695,427	35,113	2,730,540
13 国庫支出金	1,428,098	7,873	1,435,971
2 国庫補助金	1,041,597	7,873	1,049,470
2 民生費国庫補助金	7,364	5,997	13,361
3 衛生費国庫補助金	594	276	870
7 教育費国庫補助金	5,177	1,600	6,777
14 道支出金	327,377	14,760	342,137
2 道補助金	79,081	14,760	93,841
2 衛生費道費補助金	21,898	14,760	36,658
16 寄附金	266,639	1,700	268,339
1 寄附金	266,639	1,700	268,339
1 寄附金	266,639	1,700	268,339
18 繰越金	67,004	37,577	104,581
1 繰越金	67,004	37,577	104,581
1 繰越金	67,004	37,577	104,581
20 町債	1,020,200	4,600	1,024,800
1 町債	1,020,200	4,600	1,024,800
4 農林水産業債	74,500	4,600	79,100

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
1 地 方 交 付 税	35,113	普通交付税 19,113 特別交付税 16,000
1 社 会 福 祉 費 補 助 金	895	医療費助成自治体システム改修等補助金 276 ひとり親医療 276 重度心身障害者医療 343 障害者医療
2 児 童 福 祉 費 補 助 金	5,102	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 物価高騰対応子育て支援保育料助成
1 保 健 衛 生 費 補 助 金	276	医療費助成自治体システム改修等補助金 子ども医療
2 中 学 校 費 補 助 金	1,600	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 物価高騰対応中学校修学旅行費補助
1 保 健 衛 生 費 補 助 金	14,760	北海道海岸漂着物地域対策推進事業補助金 13,068 海岸漂着物緊急対策 1,700 海水浴場運営 8 きれいなまちづくり推進
1 寄 附 金	1,700	指定寄附金 100 クリーンアップ等 1,600 再生可能エネルギー
1 前 年 度 繰 越 金	37,577	
1 農 業 債	4,600	農業競争力強化農地整備事業

[illegible]

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	

(3) 歳出

款	項	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一 般 財 源
						国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
2 総務費			3,086,039	8,185	3,094,224				8,185
1 総務管理費			3,027,219	8,185	3,035,404				8,185
5 財産管理費			58,140	2,860	61,000				2,860
10 諸費			12,569	5,325	17,894				5,325
5 統計調査費			811	0	811				
1 統計調査総務費			811	0	811				
3 民生費			1,708,880	229	1,709,109	5,997			5,768
1 社会福祉費			1,292,773	5,826	1,286,947	895			6,721
1 社会福祉総務費			137,032	553	137,585	276			277
3 老人福祉費			528,318	8,846	519,472				8,846
4 国民年金事務費			167	1,227	1,394				1,227
5 障害者福祉費			576,801	1,240	578,041	619			621
2 児童福祉費			416,107	6,055	422,162	5,102			953
1 児童福祉総務費			214,724	6,055	220,779	5,102			953
4 衛生費			546,693	2,153	548,846	268		1,600	285
1 保健衛生費			546,693	2,153	548,846	268		1,600	285
2 予防費			52,290	553	52,843	276			277
3 環境衛生費			40,894	1,600	42,494	8		1,600	8
6 農林水産業費			248,483	21,023	269,506	13,068	4,600		3,355
1 農業費			170,153	4,688	174,841		4,600		88
4 農地費			120,469	4,688	125,157		4,600		88

単位：千円

節		説明
区	金額	
14 工 事 請 負 費	2,860	かもめ島入口町有地（姥神町 1番 6）舗装等整備
22 償 還 金 利 子 及 び 割 引 料	5,325	令和 7 年度障害者自立支援給付費道費負担金返還
1 報 酬	79	各種統計調査員報酬
3 職 員 手 当 等	106	一般職 時間外勤務手当 57 会計年度任用職員 時間外勤務手当 49
10 需 用 費	185	消耗品費
12 委 託 料	553	医療費助成システム改修 オンライン資格確認対応（ひとり親医療）
18 負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	8,846	後期高齢者医療広域連合負担金
12 委 託 料	1,227	国民年金システム改修（制度改正対応）
12 委 託 料	1,240	医療費助成システム改修 オンライン資格確認対応（重度医療） 553 オンライン資格確認対応（障害者医療） 687
18 負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	6,055	物価高騰対応子育て支援保育料助成
12 委 託 料	553	医療費助成システム改修 オンライン資格確認対応（子ども医療）
24 積 立 金	1,600	再生可能エネルギー等活用基金積立
18 負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	4,688	北部基盤整備事業地元負担金

款	項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一 般 財 源
					国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
3 水産業費		38,170	16,335	54,505	13,068			3,267
1 水産業総務費		11,887	16,335	28,222	13,068			3,267
7 商工費		238,478	0	238,478	1,700		100	1,800
1 商工費		238,478	0	238,478	1,700		100	1,800
7 自然公園管理費		18,331	0	18,331	1,700		100	1,800
8 土木費		601,193	66,833	668,026				66,833
2 道路橋梁費		296,962	66,833	363,795				66,833
2 道路維持費		181,015	66,833	247,848				66,833
10 教育費		682,179	3,200	685,379	1,600			1,600
3 中学校費		66,375	1,914	68,289	1,600			314
2 教育振興費		9,754	1,914	11,668	1,600			314
5 保健体育費		158,717	1,286	160,003				1,286
2 体育施設費		19,642	1,286	20,928				1,286
歳 出 合 計		8,057,917	101,623	8,159,540	22,633	4,600	1,700	72,690

単位：千円

節		説明
区	金額	
12 委託料	16,335	海岸漂着物緊急対策（流木等処分）
		財源更正
2 給料	2,490	会計年度任用職員
3 職員手当等	5,015	一般職 時間外勤務手当 745 会計年度任用職員 通勤手当 66 時間外勤務手当 4,204
4 共済費	417	会計年度任用職員 共済組合負担金
10 需用費	15,200	消耗品費 11,099 光熱水費 3,701 修繕料 400
12 委託料	41,295	防雪柵設置委託 3,474 町道除雪民間委託 37,821
13 使用料及び賃借料	2,416	重機借上料
18 負担金補助及び交付金	1,914	物価高騰対応中学校修学旅行費補助
17 備品購入費	1,286	朝日町民体育館ストーブ

(4) 給与費明細書

1. 特別職

区 分		職 員 数 (人)	給 与 費						共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	
			報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	地域手当 (千円)	寒冷地 手当 (千円)	その他 の手当 (千円)			計 (千円)
補 正 前	長 等	3		20,976	8,129 4.65		323		29,428	6,128	35,556
	議 員	12	26,436		5,563 2.525				31,999	6,692	38,691
	その他の特 別	302	16,944						16,944		16,944
	計	317	43,380	20,976	13,699		323		78,371	12,820	91,191
補 正 額	長 等										
	議 員										
	その他の特 別		▲79						▲79		▲79
	計		▲79						▲79		▲79
補 正 後	長 等	3		20,976	8,129 4.65		323		29,428	6,128	35,556
	議 員	12	26,436		5,563 2.53				31,999	6,692	38,691
	その他の特 別	302	16,865						16,865		16,865
	計	317	43,301	20,976	13,699		323		78,292	12,820	91,112

2. 一般職

(1) 総括

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正前	98		408,201	292,332	700,533	139,876	840,409	
補正額				688	688		688	
補正後	98		408,201	293,020	701,221	139,876	841,097	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	寒冷地手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	管理職手当 (千円)	時間外手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補正前	10,070	8,349	96,548	74,600	12,867	26,678	2,898	6,535	6,720
	補正額						688			
	補正後	10,070	8,349	96,548	74,600	12,867	27,366	2,898	6,535	6,720
	区 分	宿直手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)	退職手当組合負担金 (千円)	備 考				
	補正前			48	47,019					
	補正額									
	補正後			48	47,019					

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正前	100	103,683	115,438	66,609	285,730	54,189	339,919	
補正額	3		2,490	4,221	6,711	417	7,128	
補正後	103	103,683	117,928	70,830	292,441	54,606	347,047	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	寒冷地手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	管理職手当 (千円)	時間外手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補正前			24,632	18,359		2,214	2,630		1,380
	補正額						4,155	66		
	補正後			24,632	18,359		6,369	2,696		1,380
	区 分	宿直手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)	退職手当組合負担金 (千円)	備 考				
	補正前				13,573					
	補正額									
	補正後				13,573					

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料		給 与 改 定 に 伴 う 増 減 分			
		昇 給 に 伴 う 増 減 分			
		そ の 他 の 増 減 分			
職 員 手 当	688	制 度 改 正 に 伴 う 増 減 分			
		そ の 他 の 増 減 分	688	時間外勤務手当	各種統計調査 ▲ 57 町道除雪対策 +745

(5) 地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における
現在高の見込に関する調書

単位：千円

区 分		前々年度末 現在高	前年度末 現在高見込額	当該年度中増減見込額		当該年度末 現在高見込額
				当該年度中 起債見込額	当該年度中 償還見込額	
1	普通債	2,124,517	2,805,283	86,900	140,741	2,751,442
(4)	農林水産業債	29,656	25,706	4,600	3,694	26,612
合計	補正前の額	5,710,367	6,325,654	1,020,200	531,416	6,814,438
	補正額			4,600	0	4,600
	補正後の額	5,710,367	6,325,654	1,024,800	531,416	6,819,038

議案第 4 号

令和 8 年度江差町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について

令和 8 年度江差町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、それぞれ 20,418 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,215,722 千円とし、保険事業勘定と介護サービス事業勘定に区分する。

（保険事業勘定）

第 2 条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ 20,418 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,211,118 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正 保険事業勘定」による。

令和 8 年 9 月 9 日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

令和 8 年度江差町介護保険特別会計予算の調整後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加をする必要が生じたことによる。

令和8年度 介護保険費特別会計 補正予算構成表

(単位:千円)

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
諸支出金	償還金	令和7年度介護給付費国庫負担金返還	11,637					11,637	
諸支出金	償還金	令和7年度介護給付費道費負担金返還	1,137					1,137	
諸支出金	償還金	令和7年度地域支援事業国庫交付金返還	2,646					2,646	
諸支出金	償還金	令和7年度地域支援事業道費交付金返還	1,471					1,471	
諸支出金	償還金	令和7年度社会保険診療報酬支払基金介護給付費交付金返還	1,928					1,928	
諸支出金	償還金	令和7年度社会保険診療報酬支払基金地域支援事業支援交付金返還	1,599					1,599	
計			20,418					20,418	

第 1 表 歳入歳出予算補正 保険事業勘定

歳 入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
8繰越金		500	20,418	20,918
	1繰越金	500	20,418	20,918
合 計		1,190,700	20,418	1,211,118

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
5諸 支 出 金		500	20,418	20,918
	1過 年 度 還 付	500	20,418	20,918
合 計		1,190,700	20,418	1,211,118

歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括 保険事業勘定

(歳入)

単位：千円

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
8 繰越金	500	20,418	20,918
歳入合計	1,190,700	20,418	1,211,118

(歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
諸支出金	500	20,418	20,918				20,418
歳出合計	1,190,700	20,418	1,211,118	0	0	0	20,418

(2) 歳入 (保険事業勘定)

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
8 繰越金	500	20,418	20,918
1 繰越金	500	20,418	20,918
1 繰越金	500	20,418	20,918
歳 入 合 計	1,190,700	20,418	1,211,118

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
1 繰 越 金	20,418	前年度繰越金

(3) 歳出 (保険事業勘定)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国道支出金	地 方 債	そ の 他	
5 諸支出金	500	20,418	20,918				20,418
1 過年度還付	500	20,418	20,918				20,418
2 償還金	0	20,418	20,418				20,418
歳 出 合 計	1,190,700	20,418	1,211,118	0	0	0	20,418

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
22 償 還 金 利 子 及 び 割 引 料	20,418	国庫返還金 令和7年度介護給付費 11,637 令和7年度地域支援事業 2,646 道費返還金 令和7年度介護給付費 1,137 令和7年度地域支援事業 1,471 社会保険診療報酬支払基金返還金 令和7年度介護給付費 1,928 令和7年度地域支援事業 1,599

議案第 5 号

令和 8 年度江差町公設地方卸売市場事業特別会計補正予算（第 1 号）について

令和 8 年度江差町公設地方卸売市場事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、それぞれ 3, 7 7 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 3, 2 5 5 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 9 月 9 日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

令和 8 年度江差町公設地方卸売市場事業特別会計予算の調整後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加をする必要が生じたことによる。

令和8年度 公設地方卸売市場事業特別会計 補正予算構成表

(単位:千円)

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
諸支出金	一般会計繰出金	一般会計繰出金(公設地方卸売市場移転新築事業に係る一般会計立替分)	3,770				3,770		
計			3,770				3,770		

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
3諸 収 入		45,547	3,770	49,317
	2雑 入	39,547	3,770	43,317
合 計		49,485	3,770	53,255

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
2諸 支 出 金		39,547	3,770	43,317
	1繰 出 金	39,547	3,770	43,317
合 計		49,485	3,770	53,255

歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括

(歳入)

単位：千円

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 諸 収 入	45,547	3,770	49,317
歳 入 合 計	49,485	3,770	53,255

(2) 歳入

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 諸収入	45,547	3,770	49,317
2 雑入	39,547	3,770	43,317
1 雑入	39,547	3,770	43,317
歳 入 合 計	49,485	3,770	53,255

単位：千円

節		説明
区	分 金 額	
2 移 転 補 償 金	3,770	物件移転補償金 国道 228 号線かもめ島入口交差点改良工事

(3) 歳出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一般財源	
				国道支出金	地 方 債	そ の 他		
2 諸支出金	39,547	3,770	43,317			3,770		
1 繰出金	39,547	3,770	43,317			3,770		
1 一般会計繰出金	39,547	3,770	43,317			3,770		
歳 出 合 計	49,485	3,770	53,255	0	0	3,770	0	

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
27 繰 出 金	3,770	江差町公設地方卸売市場移転新築事業 令和7年度一般会計補填分の繰出